

GRIPS Discussion Paper 16-19

アデナウアーと西ドイツの核保有問題
Adenauer and West German Nuclear Problem

岩間 陽子

Yoko Iwama

October 2016



GRIPS

NATIONAL GRADUATE INSTITUTE
FOR POLICY STUDIES

National Graduate Institute for Policy Studies
7-22-1 Roppongi, Minato-ku,
Tokyo, Japan 106-8677

GRIPS Discussion Paper

アデナウアーと西ドイツの核保有問題
Adenauer and the West German Nuclear Problem

要旨

西ドイツ初代首相であり、1949年から1963年まで在任したコンラート・アデナウアーは、西ドイツの核保有を志向していたと言われるが、その実態はそれほど単純ではなかった。アデナウアーは、1954年のパリ協定署名時に、ABC(核・生物・化学)兵器の自国領内での製造を行わない宣言をしており、政権中にこの枠組みからはみ出すことはなかった。しかし、その範囲内で、西ドイツを核抑止の時代に適応させていった。まず、在独米軍の核兵器持ち込みを、事前協議制度なしで認めた。また、NATOの核備蓄制度を利用して、西ドイツ連邦軍の核搭載可能兵器を装備し、戦時には、それまで米軍管理下にある核兵器(弾頭)の配備を受ける制度を始めた。NATOの枠内での多角的核戦力(MLF)にも前向きな姿勢を見せながら、アデナウアーは何らかの形の「ヨーロッパ・オプション」に最後までこだわり続けた。それは、彼が米ソに大国のみが核を持つ世界では、ヨーロッパが見合うからの運命を決定する能力を失い、場合によっては超大国の取引対象となることを恐れたからであった。しかし、仏独エリゼー条約に対するアメリカの反応は、そのような道が非常に困難であることを示していた。

Abstract

Konrad Adenauer, the first West German Chancellor who was in office from 1949 to 1963, is said to have sought nuclear weapons for his country. But the truth is not that simple. Adenauer had renounced production of ABC weapons at the time of the signing of the Paris Treaties in 1954, and he never stepped out of this pledge. Instead, he adjusted his country to the nuclear age within that limit. First he allowed the American troops in West Germany to bring in nuclear weapons almost without any system of prior consultation. Next he put his country into the NATO nuclear stockpile system, by equipping the West German Bundeswehr with nuclear capable weapons. The nuclear weapons(warheads) to these weapons were usually under the control of American troops, and were passed onto the Bundeswehr at wartime. He also responded positively to the NATO multilateral force (MLF) plans, but also never ceased to look for an 'European option.' The reason for this was that he thought in a world in which only the US and USSR possessed nuclear weapons, Europe will no longer possess the ability to decide its own fate, and may become an object of deals between the two superpowers. But the American reaction to the Franco-German Elysée Treaty showed how difficult such an option was.

1. はじめに——アイゼンハワー政権と大量報復戦略の NATO への適用
2. 主権回復前の西ドイツへの米軍核兵器搬入
3. 主権回復、NATO 加盟と西ドイツ連邦軍の徴兵期間問題
4. ドイツ連邦軍の核搭載可能兵器装備—NATO 核備蓄制度への参加
5. 西ドイツにとっての「ヨーロッパ・オプション」
6. むすび

1. はじめに——アイゼンハワー政権と大量報復戦略の NATO への適用

アイゼンハワー政権期（1953～1961年）は、他のどの期間よりも、核兵器関連技術が大きく変化、進展した時期であった。すでにトルーマン政権期に水爆開発が決められており、在任中の1952年11月に、マーシャル諸島エニウェトク環礁で世界初の水爆実験が行われた。これは1954年以後、アイゼンハワー政権の一連の水爆実験によって引き継がれ、核兵器の破壊力は、格段に大きくなった。また、水爆の起爆装置として小型化された原子爆弾が使用され、原爆の小型化も急速に進展した。小型化された原爆は、様々な運搬手段に搭載可能となり、一気に戦場で使う戦術核(tactical nuclear weapon)の種類が増え、各地に配備されることになった。¹

1957年10月、ソ連が人工衛星スプートニク打ち上げに成功し、ロケット・ミサイル・衛星技術はこの後一気に進展した。人工衛星をロケットを使って軌道に乗せる技術は、同時に宇宙空間を飛ぶ大陸間弾道弾ミサイルの開発に大幅に近づいたことを意味していた。ここから激しい米ソのミサイル開発が始まり、国家威信をかけた宇宙への競争も始まった。60年代初頭には、短・中距離ミサイル、巡航ミサイルに加え、大陸間弾道弾が実用化され、それに小型化された核弾頭が搭載可能となった。偵察衛星の実用化は、それまで有人飛行機による偵察飛行で断片的にしか得ることのできなかつた他国の情報を、かなりの精度で包括的に得ることを可能にした。動力としての原子力を使うことは、海と空で考えられ、実際に

¹ Robert S. Norris, William M. Arkin, and William Burr, “Where they were,” *Bulletin of Atomic Scientists*, Vol. 5, No. 6, (Nov/Dec 1999), pp. 26-35; *History of Custody and Deployment of Nuclear Weapons, July 1945 through September 1977*, Prepared by the Office of the Assistant to the Secretary of Defense (Atomic Energy), <http://nsarchive.gwu.edu/news/19991020/> 参照（2016年10月9日アクセス）。

は海で実現した。世界初の原子力潜水艦ノーチラス号は1954年に就航した。その後、原子力潜水艦に搭載できるミサイルの開発が進められ、1959年には戦略ミサイル原子力潜水艦、ジョージ・ワシントンが就航した。これに搭載するポラリス・ミサイルも、1960年には完成した。²

技術革新と共に、この時代、核兵器の総量が飛躍的に増え、かつそれが世界的に配備された。そのプロセスを率先したのも、アメリカのアイゼンハワー政権であった。就任当初のアイゼンハワー大統領は、核兵器を使える兵器として戦略に組み込み、前線に配備し、同盟国にも可能な範囲で提供したいと考えていた。³1953年12月「平和のための原子力」演説は、原子力というものへの否定的イメージを払拭したい、との動機に支えられていた。⁴アメリカが原子力関連技術をそれまでよりも積極的に他国に提供するようになったのに伴い、各国の原子力発電が50年代後半には次々とスタートした。

トルーマン政権期に急増した軍事支出を引き締め、財政健全化を実現するために、アイゼンハワー政権が行った戦略見直し（「ニュー・ルック」）は、核兵器に大きく依存した戦略、いわゆる「大量報復戦略」を生み出した。⁵この戦略は、特にソ連軍に対して通常兵力で圧倒的に劣っていた欧州大陸において、最も先鋭化された形で適用された。欧州大陸に配備された米軍には大量の戦術核が供給され始め、西進してくるソ連軍が西ドイツを席卷する前に食い止めるために、早期に戦術核を投入することが、防衛戦略の基本となった。西ドイツが再軍備を始めた時代は、まさにこの大変動の時代であり、当時のコンラート・アデナウアー政権は、核兵器がもたらしつつあった変化に対応を迫られることになった。

2. 主権回復前の西ドイツへの米軍核兵器搬入

西ドイツの再軍備が議論され始めたのは、1950年の朝鮮戦争がきっかけであったが、西ドイツ再軍備に対する周辺国、特にフランスの反発は強く、最初のEDC（欧州防衛共同体）条約が署名されるまでに2年近くかかり、それが54年8月に頓挫すると、もう一度今度は西ドイツのNATO加盟と西欧同盟(Western European Union)加盟の交渉が行われ、実際に

² Harvey M. Sapolsky, *The Polaris System Development: Bureaucratic and Programmatic Success in Government* (Cambridge: Harvard University Press, 1972); Graham Spinardi, *From Polaris to Trident: the development of US Fleet ballistic missile technology* (Cambridge: Cambridge University Press, 1994)参照。

³ David Alan Rosenberg, “The Origins of Overkill: Nuclear Weapons and American Strategy, 1945-1960,” *International Security*, Vol. 7. No. 4 (Spring 1983), pp.3-71.

⁴ Richard G. Hewlett, and Jack M. Holl, *Atoms for Peace and War 1953-1961: Eisenhower and the Atomic Energy Commission*, (Berkeley: University of California Press, 1989).

⁵ 「ニュー・ルック」に関しては、Saki Dockrill, *Eisenhower's new-look national security policy, 1953-1961* (Basingstoke: Macmillan, 1996); John Lewis Gaddis, *Strategies of containment : a critical appraisal of American national security policy during the Cold War*, revised and expanded edition (Oxford: Oxford University Press, 2005)Ch. 5-6などを参照。

NATO 加盟が発効したのは 1955 年 5 月のことであった。これと軌を一にして、西側との関係では主権が回復され、本格的に再軍備へ向けての準備が始まった。それまでの間、西ドイツは全く武装解除されており、安全は占領軍に頼っていた。

アイゼンハワー大統領は、安全保障戦略の見直しと同時に大量の戦術核の前線配備を開始した。50 年代中に、アメリカの核兵器数は、200 個程度から 2 万個近くまで増えた。⁶ それらの多くは、世界中に展開しているアメリカ軍の前線に配備された。占領地であった西ドイツや沖縄には、予想される戦線との近さもあり、多くの戦術核が配備された。⁷ 当時西ドイツは国家が発足していたとはいえ主権回復前であり、いまだ占領下であった。合衆国は、占領国権限に基づき、必要と考える兵器を持ち込むことができた。これにより、主権回復前の西ドイツ領内に、米軍に配備される形で、核兵器が持ち込まれ始めた。

ヨーロッパに最初に運び込まれた核搭載可能な兵器は、通称「アトミック・アニー」と呼ばれた M65、280mm カノン砲であった。1953 年 5 月 25 日にネバダにて、実際に W9 核砲弾を使用しての実射試験が成功裡に行われた。1953 年夏、このカノン砲を持つ大隊を西ドイツに配備するための準備をアメリカは始めようとした。しかし、この年 9 月に連邦議会選挙を控えていたアデナウアーは、この砲の配備をそれ以前に明らかにされることは望まなかった。7 月 11 日の英米仏外相会談の際に、ダレス国務長官からビドー外相とソールズベリー英外相代行に対して、配備の予定が知らされた。アメリカは、この兵器に関しても他の通常兵器同様、特段同盟国への通告を要するものとは考えていなかったが、外交上の配慮から主要同盟国には、この時は通告を行ったのであった。⁸ 9 月 6 日の連邦議会選挙にアデナウアーの与党が圧勝すると、さっそく 280 ミリ砲は西ドイツに搬入され、10 月 23 日には報道陣に公開された。⁹ M65 は通常弾頭と核弾頭の双方が搭載可能であり、この時点ではまだ核弾頭は搬入されなかったが、この事実は一般には伏せられていた。

翌 1954 年春になると、米独間で完全な形の核兵器の貯蔵と、その使用に関する交渉が始められた。占領状態の間は、米国の占領国権限に基づいて核兵器を持ち込むことが可能であったが、西ドイツが主権回復した後について、法的関係を明瞭にしておくことが望ましかった。54 年 7 月 12 日、ボン駐在のコナン米大使は、アデナウアーと面会し、カノン砲のための核弾頭を近い将来搬入する意図を告げた。同時にコナンは、アデナウアーに対し、主権回復後も米軍が西ドイツ領内の米軍基地に核兵器を貯蔵し、非常事態には使用する権限を求めた。これに対して西ドイツ側は、ハルシュタイン外務次官を通じて、これらの権限はアメ

⁶ Hans M. Kristensen and Robert S. Norris, “Global nuclear weapons inventories, 1945-2013, Nuclear Notebook,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 69, No. 5(2013), pp.75-81.

⁷ Robert S. Norris, William M. Aekin & William Burr, “Where they were,” *the Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 55, No. 6, pp. 26-35.

⁸ *FRUS, 1952-1954, Vol. V, Part 1, Western European Security*, Doc.227, 228.

⁹ Bruno Thoß, Der Bundestagsausschuss für Verteidigung Bd. 2, *Der Ausschuss für Fragen der europäischen Sicherheit: Januar 1953 bis Juli 1954* (Droste, 2010), p.658, footnote 10.

リカの留保権限の中に含まれるのであり、特に書面による確認は求めない、という連絡をしてきた。¹⁰

この時点では、アメリカの権利は、西ドイツ主権回復のために締結されたボン協定(1952年締結)の第5条7項に基づくとされていた。第5条は非常事態に関する条項であったが、その第7項は、非常事態に関わりなく、司令官は自軍が急迫不正の危険にさらされた時は、その危険を取り除くために必要な措置を(軍事力の行使を含め)取ることができる、と規定していた。¹¹翌月、54年8月にフランス議会が西ドイツ再軍備の枠組みを作ろうとしたEDC(欧州防衛共同体)条約を否決したことにより、主権回復も振り出しに戻ってしまい、あらためてすべてを交渉し直すことになった。その結果54年10月23日に締結されたパリ諸条約の中には、ボン条約5条7項に該当する条項がなかった。しかし、条約締結当日、アデナウアー首相はダレス国務長官あてに書簡を書き、ボン協定5条7項に記されていた権利は、国際法に基づきすべての軍司令官が持っている権利であり、パリ協定で削除されたことに影響を受けない、と保障した。¹²アメリカ側も、自らに有利なこの解釈を採択し、当面米軍の武器移動は、通常兵力であれ核であれ、西ドイツに通告する必要はない、との解釈に落ち着いた。¹³

アデナウアーは希望すれば、詳細な情報や、持ち込みに際しての事前協議を要求することもできたはずだが、そうしなかった。核兵器持ち込みは、西ドイツにとっても微妙な問題であり、アデナウアーとしては内政上、何も知らないことにする方がやりやすいという考えだったのかもしれない。¹⁴核兵器への恐怖心よりも、ソ連軍への恐怖心の方が、アデナウアーの場合は大きかったのであろう。独自核を持ちたいという望みを抱くようになることを考えれば、ソ連軍の抑止のために、核兵器を持ち込まれることは、アデナウアーにとっては望ましいことであっただろう。いずれにしろ、彼の方針とアイゼンハワー政権の利害は非常に都合良くマッチしたため、次々と西ドイツ領内に米軍の装備として核が持ち込まれることとなった。

空軍のマタドール地対地巡航ミサイル、陸軍のオネスト・ジョン地対地ロケット弾、コーポラル短距離ミサイルなど、戦術核搭載可能になったばかりの兵器が次々と西ドイツ領内に配備された。1954年の原子力法(Atomic Energy Act)改正により、それまで多くは米本国の原子力エネルギー委員会(AEC)により管理されていた核弾頭が、次第に国外の部隊に分散して配備されるようになっていった。¹⁵その後も、この移転は徐々に拡大され、

¹⁰ DNSA(Digital National Security Archive), U.S. nuclear history: nuclear arms and politics in the missile age, 1955-1968, NH01044(1954/08/12) Memorandum of Negotiations Looking to Obtaining Storage and Use Rights for Atomic Weapons in Western Germany.

¹¹ボン協定の英文は、http://www.cvce.eu/content/publication/2003/10/1/b1885d93-c91a-4fa7-80bd-e1d3b3171b87/publishable_en.pdf (2016年6月28日アクセス)

¹² 太田昌克「ドイツと『傘』」(上)東奥日報2016年6月25日(土)朝刊10面に引用(共同通信配信記事)。米国国立文書館で発見されたアデナウアーからダレス長官宛の書簡を提供いただいた、共同通信太田昌克氏に感謝申し上げます。

¹³ DNSA, NH01045 (1955/05/16) Understanding with the Federal Republic Concerning the Introduction, Storage and Use of Nuclear Weapons with Respect to West Germany.

¹⁴ 連邦議会における議論については、以下を参照。Bruno Thoß, *Der Bundestagsausschuss für Verteidigung*, Bd. 2, *Der Ausschuss für Fragen der europäischen Sicherheit: Januar 1953 bis Juli 1954* (Droste, 2010) pp.658-669.

¹⁵ DNSA, NH00039, The Evolution of U.S. Strategic Command and Control and Warning, 1945-1972, June 1975, Institute for Defense Analyses, p.xiv; David Alan Rosenberg, "The Origins of Overkill: Nuclear Weapons and American Strategy, 1945-1960," *International Security*, Spring 1983 (Vol. 7, No. 4) pp. 27-28. 核弾頭の前線配備の

米軍の核の多くは海外に保管されるようになった。¹⁶しかし、54年の原子力法は、他国への核兵器の平時における移譲は禁じていたため、同盟国に核兵器を供給することは、まだできなかった。¹⁷西ドイツの主権回復・NATO加盟と相前後して、核弾頭も次々と西ドイツ領内に搬入されていた。¹⁸

3. 主権回復、NATO加盟と西ドイツ連邦軍の徴兵期間問題

西ドイツが主権を回復し NATO に加盟した 1955 年、NATO はアイゼンハワー政権の戦略見直しへの対応のただ中であつた。アイゼンハワーの安全保障戦略見直しが米国内で NSC162/2 となつてまとまつたのは、1953 年 10 月 30 日のことであつた。¹⁹翌 54 年 4 月 23 日の北大西洋理事会での演説でダレス国務長官は、ワルシャワ条約機構と NATO の間の通常兵力の格差を指摘し、核兵器を「通常兵器」として使用しない限り、欧州の NATO 領域の防衛は不可能であると訴えた。²⁰この年 11 月には NATO 軍事委員会が、初めて大幅に核兵器の使用を取り入れた戦略文書 MC48 をまとめた。この文書では、すべての NATO 軍が、「統合された核兵器能力」を持たねばならず、核兵器や熱核兵器が、当初から防衛のために使用されるという前提で計画を立てて、準備をする必要があるとされていた。²¹12 月 17 日に北大西洋理事会は閣僚級会議を開催し、ダレス長官も出席する中、MC48 を正式に承認した。²²その後も軍事委員会の検討作業は続けられ、55 年 9 月には MC48 に続く、

問題は、当初朝鮮戦争との関連で持ち上がったが、朝鮮戦争休戦後は、より一般的な形で AEC と国防総省間での綱引きになっていった。NH01208, *Transfer of Custody of Atomic Weapons*, April 20, 1953. 54 年 12 月には、AEC 委員長ストローズに対してアイゼンハワーが、AEC から国防総省へ、米国内および海外基地における核の保管の移転を始めるよう指示している。DNSA, “Nuclear Nonproliferation,” NP00184, *Notes on Meeting with the President*, December 1, 1954.

¹⁶ 56 年には、(1)平時、(2)緊急の平時、(3)防衛上の緊急事態の三段階に分けて、核兵器保管の移転手続きを見直した。NH01210, *Procedures for Transfer of Atomic Weapons Custody from Atomic Energy Commission to DOD under Various Conditions*, March 23, 1956; NP00251, *Authorization for Procedures for Transfer of Weapons from the AEC to the Department of Defense*, April 4, 1956. NP00251 は大統領の書簡であるが、その最後に彼は、”The transfer of custody in no way means or implies authorization to use atomic weapons.”と書いている。

¹⁷ NP01229, *Memorandum for the Secretary of Defense, the Use of Nuclear Weapons*, 28 August 1957. ここでは、54 年原子力法はすべての外国への核兵器の移転を禁じているが、大統領の戦時大権によって、一旦戦争が始まれば、同盟国への核兵器の供与は、国益のために必要とみなされる範囲で可能になる、とされている。

¹⁸ “Appendix B” *Deployments by Country, 1951-1977*, NRDC Nuclear Notebook, *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 55 No. 6, pp.66-67.

¹⁹ *FRUS 1952-1954*, Volume II, Part 1 Document 101.

²⁰ *FRUS 1952-1954*, Vol.V, part 1, Doc. 263, *Statement by the Secretary of State to the North Atlantic Council Closed Ministerial Session, Paris, April 23, 1954.*

²¹ MC 48, *The Most Effective Pattern of NATO Military Strength*, 22 November 1954. Gregory W. Pedlow, *NATO Strategy Documents 1949-1969*, Introduction, pp. xvii-xviii も参照。

²² C-VR(54)50(Final), *Verbatim record of the fiftieth meeting of the council held on Friday, 17th December, 1954 at 10 a.m. at the Palais de Chaillot, Paris, XVIe.*, pp. 20-

MC48/1 が出され、12 月に理事会の承認を得た。²³

MC48、48/1 の採択は、NATO の考え方が転換したことを示すだけであり、実際にそれを兵力や作戦にどう反映させるかという検討作業は、ここから始まったと言ってもいい。56 年夏ごろから防衛計画の見直し作業が始められ、12 月 13 日に「政治指令」(political guidance) が出された。²⁴この間イギリスは、核兵器の早期使用を前提に兵力削減を可能にするよう強く働きかけ続けていた。一連の見直し作業がまとまったのは、1957 年 5 月であり、MC14/2、MC48/2 という二つの戦略文書が同時に採択された。これによりはっきりと NATO 軍の主眼が防衛から抑止に移ると同時に、何らかの誤算によって全面核戦争になった場合にこれを戦うための兵力と作戦が考えられるようになった。²⁵

アイゼンハワー政権初期のこの展開は、どの同盟国にとっても急激なものであったが、とりわけ西ドイツにとっては重大な意味を持つ変化であった。西ドイツの再軍備の議論が始められたのは朝鮮戦争開始のショックの最中であり、トルーマン政権は NSC68 を採用し、大幅な軍備拡充を行おうとしていた。NATO 側もソ連に対抗しうるだけの通常兵力を持たねばという意識の下、1952 年 2 月の NATO リスボン理事会での兵力目標が合意された。²⁶この前提の下、西ドイツは 12 個師団 50 万人体制をできるだけ早期に設立することを目指していた。しかし、もともとリスボン兵力目標は、どの加盟国にとっても高すぎるものであり、財政事情が厳しい欧州各国にとって、達成が容易なものではなかった。アイゼンハワー政権になり、朝鮮戦争が休戦し東西の緊張が緩和すると、英米は核に依存して通常兵力を抑える戦略に転換した。

西ドイツが再軍備を始めたとき、NATO はまさにこのような戦略見直しの真ただ中、いわば混乱の最中であつた。当初西ドイツ連邦軍は志願兵の軍隊として発足したが、必要な人数を揃えるには、徴兵制にするしかなかった。1956 年の春から夏にかけて徴兵関連法案が議会を通過した。7 月に成立した徴兵法に従い、18 歳以上の男子に徴兵がかけられ、1957 年 4 月 1 日から実際に最初の徴兵たちの兵役が始まった。徴兵制の大きな焦点の一つが、徴兵期間であった。1960 年までに 50 万人という目標を達するためには、18 か月の徴兵期間が必要とされていた。アメリカと NATO の戦略が、早期の核使用に転換したことで、野党の社民党は、欧州で戦争になれば直ちに核兵器が使用され、ドイツ人が犠牲になるのであ

29, NATO Archives Online. Pedlow, *op.cit.* pp.xviii,229-250.

²³ MC48/1, The Most Effective Pattern of NATO military Strength for the Next Few Years – Report No.2, Pedlow, *op.cit.*, pp.251-268.

²⁴ C-M(56)138(Final) 13.12.1956, Directive to the NATO Military Authorities from the North Atlantic Council, Pedlow, *op.cit.*, pp.269-276.

²⁵ MC 14/2(Rev)(Final Decision) 23.5.1957, Overall Strategic Concept for the Defense of the North Atlantic Treaty Organization Area; MC 48/2(Final Decision) 23.5.1957, Measures to Implement the Strategic Concept, Pedlow, *op.cit.*, pp.277-332.

²⁶ リスボン北大西洋理事会については、*FRUS 1952-1954*, Vol.V, Part I, Doc. 61-107; John S. Duffield, *Power Rules: the Evolution of NATO's Conventional Force Posture*, (Stanford: Stanford University Press, 1995), Chapter 2などを参照。

り、NATO 加盟も連邦軍創設も全く西ドイツの安全に寄与しない、と論じていた。これに対してアデナウアーは、56年の夏までは、降伏か核戦争かという究極の選択から西側を救い出すために50万人の西ドイツ連邦軍が必要であり、西ドイツの加盟によりNATOの前方防衛が可能になり、西ドイツが核戦争の戦場にならずに済むようになる、と力説してきた。

27

NATOの中で、MC48が形成される過程に、加盟前の西ドイツは当然参加していなかった。再軍備の初期段階では、元ドイツ帝国軍の軍人が多用されており、東部戦線でソ連と戦った経験のある陸軍軍人は、核時代以前に培った軍事的常識を重視していた。多くの元軍人は、ソ連軍と戦ったことも、ソ連領に足を踏み入れたこともないアメリカ人に対して、違和感を覚えていた。当然、彼らとNATOの認識にはギャップがあった。²⁸54年4月の時点で、アメリカの防衛計画に変化が生じていることを、過去数か月のうちに読んだり聞いたりしたことのある西ドイツ市民は、たった10パーセントであった。²⁹ロシアが通常兵器で西ドイツを攻撃した場合、アメリカが原爆や水爆を用いて西ドイツを守ることに賛成するか？という問いに対して、55年9月時点でも65パーセントが反対だと答えている（賛成15パーセント）。³⁰アイゼンハワーの戦略見直しの背景に、健全財政とアメリカ経済の在り方に関するアイゼンハワー自身の価値観があった。これに対してあるドイツ軍の元将軍は、「金を払いたがらない納税者と、お気楽な快樂主義者(*bon vivant*)が、その陰に隠れて犠牲を払うまいとするマジノ線」と形容した。³¹ドイツ人の多くは、人間と金を核兵器で節約できるという考え方に違和感を覚えた。

1956年夏から秋にかけて、アデナウアーは急速に西ドイツ連邦軍の建設に関して路線変更していくことになった。この年5～6月には徴兵法案の連邦議会での審議があり、野党側からは、米新戦略との矛盾を突かれていた。³²路線変更のきっかけは、いわゆる「ラドフォ

²⁷ アデナウアー研究の代表としては、Hans-Peter Schwartz, *Adenauer, Der Staatsmann: 1952-1967*, (München: Deutsche Verlags-Anstalt, 1991); Hennig Köhler, *Adenauer: Eine Politische Biographie*, (Berlin: Propyläen, 1994)、この時代の西ドイツと核問題の研究としては Matthias Küntzel, *Bonn & the Bomb: German Politics and the Nuclear Option*, (London: Pluto Press, 1995); Johannes Steinhoff/Reiner Pommerin, *Strategiewechsel: Bundesrepublik und Nuklearstrategie in der Ära Adenauer-Kennedy* (Baden-Baden: Nomos, 1992); Christian Tuschhoff, *Deutschland, Kernwaffen und die NATO 1949-1967* (Baden-Baden, Nomos, 2002); Michael Knoll, *Atomare Optionen: Westdeutsche Kernwaffenpolitik in der Ära Adenauer* (Frankfurt am Main: Peter Lang, 2013)などがある。

²⁸ たとえば、Martin Rink, “The Service Staffs’ Struggle over Structure: Bundeswehr’s Internal Debates on adopting NATO Doctrine 1950-1963,” in James S Corum (ed.), *Rearming Germany* (Brill Online Books, 2011) pp.221-252 参照。

²⁹ Hans Speier, *German Rearmament and Atomic War: The Views of German Military and Political Leaders*, (Evanston; Row, Peterson and Co., 1957) p.255.

³⁰ *Ibid.*, p.253.

³¹ *Ibid.*, p.244.

³² Hans-Gert Pöttering, *Adenauers Sicherheitspolitik 1955-1963*, (Düsseldorf: Droste,

ード危機」であった。1956年7月13日、米ニューヨーク・タイムズ紙は、統合参謀本部議長ラドフォード提督が、1960年までに三軍合わせて80万人の兵力削減を提案しているという内容の報道を行った。これは単に提案に過ぎず、三軍からは強い反発が起きており、大統領の承認も得られていない、という報道であったが、アデナウアーは激しく反応した。

33

記事が出て1週間後、7月20日の閣議でアデナウアーは、まず核軍縮をめざし、それが達成されれば通常兵器軍縮へ目標を移すという西ドイツの立場は、人道的な観点からも正しく、その逆に核軍拡をして、通常兵器を減らそうとするならば、東側も大規模な核軍拡を行い、戦争開始と同時に核兵器が使われる危険が大きくなるのであり、間違っていると語った。仮に自由世界全体がそういう方向へ進むならば、西ドイツも自国領内でABC(核・生物・化学)兵器を製造しない方針を考え直す必要がある、と述べた(西ドイツは1954年10月23日に署名された改正ブリュッセル条約への附属議定書において、領域内でABC製造しないことを表明していた)。英米仏伊駐在の西ドイツ大使が、この問題の協議のため、急遽帰国を命じられた。³⁴

7月22日付でアデナウアーはダレス長官に書簡を送り、以下のような点から、このような政策には重大な懸念があると伝え、ダレス長官と大統領に再考を促した。

1. 米政策の基本的傾向は、十分明白である。それは、核兵器の高性能化と増大、通常兵力の軽視と削減ということである。通常兵力は重要性を失い、米国は核戦力に集中する。
2. 米国がこのような政策を取れば、ソ連も呼応するしかなく、核戦力に全精力を集中させるだろう。そうすると予見しうる将来に米ソ間に核の均衡が訪れる。
3. これは、これまでの米国の政策と逆行し、核軍縮政策の放棄を意味する。
4. これにより、米ソ間の戦争は、たとえそれほど重要でない原因から生じたとしても、必ず核戦争になる。それはすなわち、人類の大半にとっての完全な壊滅戦争を意味する。
5. 核戦争においては、戦争のごく初期の数時間が決定的であり、そのため予防戦争につながりやすい。
6. ソ連の方が米国よりも予防戦争への傾向が強いため、核重視の政策は、米国の破滅、全人類の破滅、特にイギリスを含めた欧州の破滅を意味する。
7. このような展開は、キリスト教的倫理の心を持った者が、神と良心に対して責任を取れるものではない。キリスト教的良心は、人に当然、全力で核兵器の段階的削減に向けて努力

1975); pp.51-62; Hans Speier, *op.cit.*, ch. 11.

³³ “Radford seeking 800,000 man cut; 3 services resist, „ *New York Times*, 13th July 1956, front page.

³⁴ *Kabinettsprotokolle der Bundesregierung online*

(www.bundesarchiv.de/kabinettsprotokolle, 2013年9月27日アクセス), 144.

Kabinettsitzung am 20. Juli 1956, A. Gespräch über Rüstungsbeschränkungen in den USA und England.

するよう義務付ける。ドイツ連邦共和国は、この立場を取る。

8. 現在までに伝えられている米国の計画や意図は、すでに欧州に深刻な影響を及ぼしている。この計画に、米国がソ連との競争に同じやり方では勝てる自信がないことの表れを見るからである。欧州、特にドイツ人が米国への信頼を失えば、それは冷戦における最大の決定的な勝利をソ連が収めることになる。米国はすぐさま、このような計画を全力で否定しなければならない。

この計画は、キリスト教的倫理とも人道主義とも相容れない。それゆえ私は、このようにはっきりと貴兄に書簡をしたための必要にせまられた。大統領にもお見せになって構わない。神がお導き下さいますように。(抄訳)³⁵

これがアデナウアーの本心ではなく、演技であったという証拠はどこにもない。しかし、この後まもなくして、アデナウアーは大きく方向転換することになる。この直後に東欧と中東で、二つの危機が同時進行し、これへのアメリカの対応は、アデナウアーの選択に大きな影響を与えた。

1953年のスターリンの死後、ソ連と東欧ではある程度恐怖政治が緩み、東西間にも緊張緩和の兆しが見られた。1955年5月15日にはオーストリア国家条約が成立し、4大国の承認を受けた永世中立国としてのオーストリア国家が発足した。55年7月18日から23日、ジュネーブに米英仏ソの四か国首脳が集まり、第二次大戦後初めての首脳会談が開催された。「雪解け」への期待が高まり、冷戦の終わりを口にする者さえ出始めた。翌年2月には、フルシチョフが第20回ソ連共産党大会で、スターリン批判の演説を行い、世界に衝撃を与えた。この年7月18日、スターリン派としてハンガリーに恐怖政治をしいてきたマーチャーシュ・ラーコシが、党第一書記の職から退いた。この辞任を受けて、ハンガリー国内では自由化運動が勢いづき、学生やジャーナリストを中心に、政治の自由化を求めるフォーラムが拡大して行った。10月6日には、ラーコシ体制で処刑されたライク・ラースローが名誉を回復され、改めて葬儀が行われた。これをきっかけに、学生運動はさらに大胆な要求を掲げるようになった。10月23日ブダペスト市内で始まったデモは、夕刻には20万人規模に膨れ上がり、さらに拡大し続けて行った。³⁶

同じころ中東では、別のナショナリズム運動が国際問題化し始めていた。7月26日、エジプトのナセル大統領がスエズ運河国有化を宣言した。エジプトでは、1952年に王制がクーデターで転覆されて共和制が成立しており、ナセルは1954年に大統領に就任していた。

³⁵ Rudolf Morsey/ Hans-Peter Schwarz (Hrg.), Adenauer Rhöndorfer Ausgabe, Bearbeitet von Hans Peter Mensing, *Briefe 1955-1957* (Berlin: Siedler, 1998) Nr. 174, pp.216-7; Hans-Peter Schwarz, *Adenauer: Der Staatsmann, 1952-1967*, Bd.II, pp.291-296; Günter Buchstab (bearb.), *Adenauer: "Wir haben wirklich etwas geschaffen," Die Protokolle des CDU-Bundesvorstands 1953-1957* (Düsseldorf: Droste, 1990), p. 1028.

³⁶ Charles Gati, *Failed Illusions: Moscow, Washington, Budapest and the 1956 Hungarian Revolt* (Stanford: Stanford University Press, 2006).

戦間期中東では、英仏が国際連盟の委任統治領などを通じ、植民地帝国としての頂点を極めたが、第二次大戦後にはアラブのナショナリズムの前に、次第に後退しつつあった。フランスはアルジェリアでもナショナリズムとの戦争を戦っており、エジプトで譲歩することは悪しき先例を作ると考えた。イギリスにとってもスエズ運河は、インド洋方面へ抜ける帝国の大動脈であり、戦わずして撤退することは考えられなかった。運河の国際管理回復をめぐりエジプトとの交渉が続けられたが、打開策は見つからず、次第に英仏は軍事介入を検討し始めた。これに、アラブ＝イスラエル問題が絡んだ。フランスとイスラエルは、かなり早くから原子力分野で協力を行っていた。アルジェリア紛争が始まると、フランスはイスラエルをある種の同盟国とみなし、多くの武器をイスラエルに輸出し始めた。³⁷運河の権益保持を狙う英仏と、中東に存在基盤を確立したいイスラエルとの利害が一致した。

10月25日、ハンガリーではデモ隊とそれを監視するソ連軍戦車との間で、小競り合いが起こり、最初の流血事件が起こった。しかし、ソ連はまだ軍事介入すべきか迷っていた。10月29日、イスラエル軍の落下傘部隊がシナイ半島での作戦を開始した。イスラエルの軍事作戦が続く中、運河をめぐって英仏とエジプトはぎりぎりの交渉を続けたが、11月5日には、ついに英仏軍も軍事作戦を開始した。ハンガリーでは、11月1日にイムレ・ナジの政府がワルシャワ条約機構からの脱退とハンガリーの中立を宣言した。当初軍事介入に消極的だったフルシチョフのソ連も、介入を決断せざるを得なくなり、11月4日未明から本格軍事介入に踏み切った。午前5時20分、ナジは国民と世界に向けて、ソ連軍が迫りつつあることを訴える最後のラジオ放送を行った。³⁸

アデナウアーにとって大問題であったのは、時を同じくして起こったこれらの危機へのアメリカの対応であった。アメリカはハンガリー国民を見殺しにした。むろん、ハンガリーへの介入は、ソ連と一戦をも辞さない覚悟でなければできないことであり、アメリカのこの対応は無理もないことでもあった。しかし、ソ連軍戦車に攻め込まれうる場所に位置するという意味では、西ドイツも同じであった。そしてそれ以上に、同盟国である英仏の行動を支援するどころか、ソ連と協調して国連の場でスエズからの撤兵のためにくりひろげられたアメリカ外交は、重大な裏切り行為と感じられた。二つの超大国が、共に核兵器を持つことで一種の相互理解に達し、世界の他の諸国の命運を勝手に決めてしまうようなことになるのは、アデナウアーには許しがたかった。これが、死の直前まで消えることのない、彼の悪夢となった。

「私はこれまで何度も、我々は、いつの日にかアメリカがヨーロッパから軍隊を撤退させる日が来るかもしれないという事実と向き合わねばならない、と言ってきました。ヨーロッパ

³⁷ Binyamin Pinkus, "Atomic Power to Israel's Rescue: French-Israeli Nuclear Cooperation, 1949-1957," *Israel Studies*, Vol. 7, No. 1(March 2002), pp. 104-138; Avner Cohen, *Israel and the Bomb* (New York: Columbia University Press, 1998).

³⁸ United Nations, *Report of the Special Committee on the Problem of Hungary*, General Assembly, Eleventh Session, Supplement No. 18, A/3592 (1957).

パ、特にドイツは、巨大な膨張力を持ったロシアという強大国の隣にいるのです。それゆえ我々は、(東独)人民警察の攻撃の前に無防備にさらされることのないように、祖国のために可能な限りのことをやらねばなりません。考えてもみてください、アメリカとイギリスが、撤退してしまったとします。そうすれば人民警察は、国境で何らかの形の侵略を仕掛けられます。ロシアは自分たちは全く関係ないと言うでしょう。東独は独立国であり、ロシアにはどうにもできない、と。・・・我々は常に、核兵器の発展によりアメリカが撤退してしまう可能性を計算しておかねばなりません。『要塞アメリカ』という言葉は、常に眼中に置いておかねばなりません。」³⁹

9月20日の与党キリスト教民主同盟(CDU)の幹部会で、アデナウアーはこのように述べた。彼が7月に書いた書簡に対して、ダレス長官からは丁重な返答が来ていたが、それもアデナウアーの不信を和らげることはできなかった。アメリカが核の盾の後ろに退いて行くつもりなら、連邦軍はもはや、最前線で核攻撃の最初の犠牲になる必要はなかった。18か月の徴兵制をここまで推進してきたアデナウアーであったが、もはやこの目標を期限通りに達成してアメリカを喜ばせることの優先順位は下がっていた。長期の兵役は当然国民には不人気であったし、労働力を奪われる経済界も歓迎しなかった。

この日幹部会にアデナウアーは、予定されていた18か月の兵役の代わりに12か月の兵役でスタートすることにしたことを告げた。アメリカ側からは再三、18か月兵役を期待していることを告げられていたが、アデナウアーに迷いはなかった。9月26日には連邦議会議員団が12か月兵役を決議し、翌日にはこれが閣議決定された。⁴⁰閣議決定の内容を告げる官報は、「アメリカの新聞の報道により、米軍の大幅な削減計画が報じられたこと」により、連邦議会ではもはや18か月兵役への同意が得られないだろうと考えるように至ったという説明が掲載された。⁴¹

さらにアデナウアーは、これまで18か月兵役を推進してきた国防大臣ブランクを退任させ、後任に核戦略に精通していることで頭角を現しつつあった、バイエルンの政治家フランツ・ヨーゼフ・シュトラウスを任命した。シュトラウスは、従来の連邦軍計画を時代遅れと批判し、核兵器を装備した近代的なより小規模な軍隊として連邦軍を建設すべきだと提唱していた。⁴²

1956年12月11日から、毎年恒例の北大西洋理事会がパリで開催された。スエズ危機の展開を受けて、集まった首脳たちは、NATOが大きな危機を迎えていることを認識してい

³⁹ *Die Protokolle des CDU-Bundesvorstands 1953-1957*, pp.1030-1031.

⁴⁰ *Die Protokolle der CDU-Bundesvorstands 1953-1957*, pp. 1061-1066, 1073-1088; *Die Kabinettsprotokolle online*, 153. Sitzung am 27. September 1956, TOP 2. Entwurf eines Gesetzes über die Dauer des Grundwehrdienstes und die Gesamtdauer der Wehrübungen, BMVtg; Heinrich Krone, *Tagebücher*, Erster Band, p.229-230.

⁴¹ „Zum Kabinetts beschluß über die Dauer der Wehrdienstzeit,“ *Bulletin der Presse- und Informationsamtes der Bundesregierung*, Nr. 183, p. 1745 (28. September 1956).

⁴² Franz Joseph Strauß, Franz, *Die Erinnerungen* (Berlin:Siedle, 1989), pp. 270-302.

た。理事会では、イギリスが核兵器を戦略に組み込むことにより、防衛コストを引き揚げようとする勢力の急先鋒であった。もともと大戦後のイギリスは、もはや大英帝国を維持する国力がなく、徐々に撤退を迫られつつあった。スエズ危機でさらに切羽詰ったイギリスは、ライン駐留のイギリス軍に戦術核を配備することによって、駐留軍の兵力を削減したいと考え、アメリカに対して戦術核提供を求めている。オランダからも、兵力不足を補うためには戦術核の配備が不可欠であり、まず核搭載可能兵器を同盟国に配備し、NATO の最高司令官が決断すれば、弾頭が供給できるような体制を作るべきであると提言した。これに対してシュトラウス西ドイツ国防相も賛意を示した。⁴³

帰国後アデナウアーは、改めて NATO への失望感を表明した。12月19日の閣議で彼は、ヨーロッパの方が NATO よりも長い寿命を持つだろうから、欧州統合を推進しなければならない。ヨーロッパでのアメリカの核使用に対して、米下院の議決が得られると思うことも、NATO 理事会の全会一致の議決が得られると思うことも非現実的であり、「それゆえ連邦共和国が自分で戦術核を持つことが、火急に必要である」と述べた。⁴⁴

こうして、再軍備を始めてからごく短い期間で、アデナウアーは NATO の大量報復戦略への適応に西ドイツ連邦軍を適応させ、核に関する西ドイツにとってのオプションを検討し始めた。「自分で戦術核を持つ」という、一見単純に見える言葉の中には、かなり異なるいくつかの選択肢が含まれていた。単に NATO 戦略転換への適応を考えるか、それとも NATO とアメリカが信頼しきれない場合まで計算に入れるかで、かなり結果は異なってくるのであった。

4. ドイツ連邦軍の核搭載可能兵器装備—NATO 核備蓄制度への参加

この時点で、西ドイツを核兵器で防衛する方法としては、いくつかの様態が考えられた。

①在独米軍への核兵器配備であり、これは既成事実であった。

②連邦軍への他国製の核兵器の供給。西ドイツは ABC 兵器の領域内製造は 1954 年に放棄していたが、他国が作った兵器を獲得して領内に配備することはこれに含まれていなかった。当然米国製がこの時点では唯一現実的なオプションであった。60 年代中盤以降は、論理的にはフランス製の核兵器もあり得たが、これは実際に具体的に検討されるには至らなかった。米国製の核兵器には、米国国内法上の制限があり、平時は弾頭は米軍管理下に置

⁴³ *FRUS 1955-1957*, Vol. IV, Doc. 49 ; Verbatim Record, of the Seventy Fourth Meeting of the Council held on Thursday, 13th December 1956 at 3.30 p.m. at the Palais de Chaillotm, Paris XVIe, C-VR(56)74 (Final)NATO ArchiveOnline. Ralph Dietl, “Une Déception Amoureuse? Great Britain, the Continent and European Nuclear Cooperation, 1953-57,” *Cold War History*, Vol. 3, No. 1 (October 2002) pp. 29-66; Ralph Dietl, “In Defence of the West: General Norstad, NATO Nuclear Forces and Transatlantic Relations 1956-1963,” *Diplomacy & Statecraft*, Vol. 17, No. 2, pp.349-350 も参照。

⁴⁴ *Die Kabinettsprotokolle online*, 164. Kabinettsitzung am 19. Dezember 1956, TOP H. Tagung des WEU-Rates, TOP I. Tagung des Atlantikrates in Paris.

かれる必要があった。NATOの「核備蓄(nuclear stockpile)」制度として実施に移されることになるものであり、現在に至るまで残る唯一の「核共有」制度である。⁴⁵

③他国との共同開発。これは他国領内で行えば、54年の誓約に違反せずに済んだ。実際イタリア、フランスとの共同開発（いわゆるFIG）は実現には至らなかったが、58年に開発の開始に関する合意にまで至った。

④他国製の核の他国との共同保有・共同運用。これが、60年代後半までNATOのMLF（多角的核戦力）として検討されつづけることになった。

⑤西ドイツ独自の核開発・核保有。これは、外交上の孤立化を招くことは明白であり、論理的にはともかく、現実オプションとして机上に上ることはなかった。

1963年に引退するまで、アデナウアーは②～④のオプションの可能性を、並行して追求した。単にNATOの中で西ドイツ軍として必要な役割を果たすだけならば、オプション②、もしくは④で十分なはずであった。しかし、そもそもアデナウアーが核を求めた根本には、アメリカのコミットメントに対する不安感・不信感があった。そうである以上、アメリカに依存しない可能性、西ドイツにとっては「欧州オプション」、上記の中では③を並行して模索し続けることになった。

アメリカ側から見ると、同盟国に対して核及び原子力の知識へのアクセスをどの程度与えるかに関しては、いくつかの選択肢が考えられた。

①あらゆる核の知識を否定する。これは、同盟国に多いに不満が高まる危険性があり、また、他のルートで知識を得ることも考えられるため、現実的ではなかった。

②平和利用の核の知識だけ提供する。「平和のための原子力」演説以降、既に原子力発電の技術は、いくつかの同盟国に積極的に提供されていた。これは核に対する一般のイメージを改善するためにも役立つ戦略だと考えられていた。ただし、原子力関連知識の利用が平和利用の分野にとどまっていることを確認するための保障制度を受け容れさせることが必要であった。実効性があり、現実的な保障制度の設計は容易ではなかったし、受け入れる方にとっては不快な面もあった。

③平和利用に加えて、米国製の核兵器を提供する。ただし、弾頭まで与えてしまえば米国の了解なしに使用される恐れがあった。米国国内法上も平時には弾頭は米軍の管理下にあり、有事になって初めて、弾頭がアメリカから提供されることになっていた。

④平和利用に加えて、軍事利用の知識もある程度提供する。この内容は、種々の弾頭の構造から、運搬手段の設計（特にミサイルや戦略原潜）まで多岐に渡る。

⁴⁵ 現在ではトルネード戦闘機が、核爆弾を搭載可能に改造されている。核爆弾はドイツ領内の米軍管理下にある。

アメリカの観点からは、できる限り②か③に同盟国を留めておくことが望ましかった。西ドイツとアメリカ間では、既に平和利用における協力は始まっていた。1955年10月、西ドイツ連邦原子力問題省が設立され、シュトラウスが初代原子力問題担当相に任命された。56年中に複数の原子力研究センターが設置され、57年10月には、ミュンヘン郊外で最初の研究用原子炉が稼働を始めた。その後国内法制と研究体制の整備が進められ、60年代には本格的に商業発電体制が整えられていった。⁴⁶

さらに、米国製核搭載可能兵器の西ドイツへの提供に関する検討も、56年末ごろから始まっていたと思われる。⁴⁷10月のシュトラウス就任を機に、連邦軍全体の構想が陸軍の通常兵力中心の第二次大戦型ものから、より機動的で近代的なものに変容し始めた。アデナウアーやシュトラウスは、西ドイツ連邦軍をあらゆる意味で同盟内で「平等な」軍隊にしたいと願っており、同盟が核使用に重点を置いたものに変容していくのであれば、当然西ドイツもその変化に合わせる必要があった。シュトラウスは連邦軍全体の12個師団という枠組みを残したままに、全体のスリム化を図り、その中で核配備が予測される陸軍砲兵軍団と空軍の戦闘機部隊に重点を置いた。⁴⁸当時英米間では、IRBMの提供の可能性について話がされていた。⁴⁹しかし、中距離核は未だアメリカが開発中のものであり、57年12月のNATO理事会で欧州配備の方針が決められるものの、実際にソーとジュピターの配備が始まるのは数年後のことであった。⁵⁰

⁴⁶Helga Bufe & Jürgen Grumbach, *Staat und Atomindustrie: Kernenergiepolitik in der Bundesrepublik* (Köln: Pahl-Rugenstein Verlag, 1979); Peter Fischer, *Atomenergie und Staatliches Interesse: Anfänge der Atompolitik in der Bundesrepublik Deutschland 1949-1955*, (Baden-Baden: Nomos, 1994)などを参照。

⁴⁷西ドイツの核問題に関する最初の研究書である、Kelleher, *Germany and the Politics of Nuclear Weapons* は、シュトラウスの国防相就任の数日後に、アデナウアーとシュトラウスが連邦軍を核武装する意図を表明したと記している。彼女が引用している新聞報道には、新防衛相が「最新鋭の兵器」で武装したより小さい連邦軍の提唱者であることを紹介していたが、Kelleherが言うように、記者会見でその意図を表明したとは書いていない。しかし、同時期のシュピーゲル誌にも、アデナウアーが連邦軍を核武装する意図を表明したとしていることから、そのような噂は広く出回っていたようである。 *Ibid.*, p.48; *The Times* (London), “Bonn default on N.A.T.O. Defence Contribution,” October 17 1956; “West Germany’s Failure on N.A.T.O. Forces,” October 18 1956. *Der Spiegel*, 42/1956 (17.10.1960) Pläne bis 1960.岩間陽子「西ドイツと戦術核兵器」『国際安全保障』第40巻第4号(2013年3月) pp.36-53では、Kelleherを参照したため、不正確な記述になっている。

⁴⁸ Rink, *op.cit.*, p.233.

⁴⁹ DNSA, NH01049 (1956.07.16), NH01051 (1956.10.05), NH01052 (1956/10/09), NH01055(1957/03/14)など多数。

⁵⁰ 英国へ配備されたソーについては、Boyes, John, *Project Emily: the Thor IRBM and the RAF* (Tempus, 2008); Boyes, John, *Thor Ballistic Missile: the United States and United Kingdom in Partnership* (Fonthill, 2015)という詳細な研究がある。ジュピターについては、<http://www.hlswilliaw.com/Jupiters/index.htm> に詳細な資料が掲載されている(2016年8月15日アクセス)。

1957 年は西ドイツ連邦議会選挙の年であった。この選挙戦の最中にアデナウアーは有名な核兵器に関する発言をして注目を集め、ドイツにおいて最初の核論争を巻き起こした。4 月 5 日の記者会見で、「連邦軍は核兵器を装備すべきだと思いますか？」という質問が投げかけられ、アデナウアーは、次のように答えた。

「戦術核と、より大きな核兵器を区別しなければなりません。戦術(核)兵器は、大砲の延長線上にあるものにすぎません。もちろん我々は、連邦軍が通常の装備に関して最新の発展について行くのを諦めるわけには行きません。大きな(核)兵器は、我々は持っていません。しかし、状況が流動的なことは、英国が核保有国になりたいと宣言したことからも分かるでしょう。

発展段階全体が、非常に流動的です。我々ドイツ人は、この展開を止めることはできません。ただ、適応し、いつか、どこかで緊張緩和が訪れるように配慮することができるだけです。私は、(核)兵器の撤去や配備拒否が、一国だけで行われるならば、緊張緩和を意味するわけではないと確信していますし、それを行うのが連邦共和国だけであるならなおさらそうです。」⁵¹

この発言は、アデナウアーのキャリア中でも最大級の失言とされている。⁵²戦術核が「大砲の延長線上にあるものにすぎない」と言った発言は、彼の核兵器に関する無知をさらけ出したものと批判された。「小さい」方でも十分広島級の威力があるのに、「大砲の延長線上」とは何事か、というわけであった。この発言を受けて、西ドイツを代表する原子物理学者たちが「ゲッチンゲン宣言」を出すなど、広く反核感情の表明が相次いだ。⁵³

この後、与党 CDU (キリスト教民主同盟) は 9 月の選挙まで、言を左右にして白を切り続け、アデナウアーの真意を曖昧にし続けた。確かにこの発言は、選挙対策としては大きな失点であった。ただ、これがイギリスの国防白書が出された翌日であったこと、さらに、この約 1 か月後にはイギリスが水爆実験に初めて成功することなどを考えると、アデナウアーの表現は興味深い。アデナウアーは、しばらく前から閣議で「大きい核」「小さい核」という表現を使っていた。1956 年秋以降、イギリスの国防戦略見直しに関しては、西ドイツも強い関心を持ってフォローしていたことが分かっている。⁵⁴これは、核兵器に資源を投

⁵¹ Adenauer, *Erinnerungen 1955-1959*, p.296.

⁵² Schwartz, Hans-Peter, *Adenauer, Der Staatsmann: 1952-1967*, (Stuttgart: Deutsche Verlags Anstalt, 1991) p.333 も „Mißgriff“(判断ミス)と形容している。

⁵³ Schwartz, *Adenauer*, pp. 332-346 ; Cioc, Marc, *Pax Atomica: the Nuclear Defence Debate during the Adenauer Era* (Columbia University Press, 1988)などを参照。

⁵⁴ボン大学に保管されている NHP (Nuclear History History Program) 関連資料は、当時西ドイツがイギリスの政策転換を慎重に見守っていたことを示している。NHP-I(11.7.1956-7.11.1960), Dok. 2, Oberslutenant Martin, “Militärpolitische Probleme der Umrüstung,” Bonn, im September 1956; Dok. 009/3 は表紙のみであるが、国防大臣に英国防白書 4 月 5 日づけで報告が行っていたことを示している。Dok 11 も参照。同フォルダーには、この時期連邦軍が核戦争適応するため頻繁に指示(Führungsweisungen)を訂正していたことを示す文書が残されている。Dok.1, 4,5,6,など。

じるためにイギリスがライン駐留地上軍を削減、もしくは撤兵する構えを見せていたことが直接の原因ではあるが、アデナウアーが強い関心をもって核戦略を追っていたことを示している。⁵⁵

この頃、中欧での兵力引き離し、非核化地帯設置などの提案が相次いでいた。ポーランドの外相ラパツキや、アメリカの元外交官のジョージ・ケナン、イギリスの政治家ヒュー・ゲイツケルなどが、相次いで中欧の非核・中立地帯構想を提案していた。彼らは皆、イギリスが水爆にまで突き進むことに危機感を抱き、何とか緊張緩和をする策を探していたのだが、アデナウアーの目から見ればこれらの提案は、問題を根本から解決することなく、自分たちは核に守られて安全地帯に引きこもりながら、ドイツのみを非核化して丸裸で放置するようなものであった。他の諸国が核武装するならば、西ドイツもそうしなければならなかった。しかし、イギリスはアメリカの中距離核配備を受け、自らも水爆開発に成功していた。他方、西ドイツに提供されるのは、モスクワには届かず、下手をすると東西ドイツのドイツ人を大量に殺戮するかもしれない戦術核であった。⁵⁶このような知識も、「大きな核、小さな核」発言の裏にはあったはずである。

少なくともアデナウアーは、アメリカに自らの懸念を伝えることには成功した。1957年5月6日から8日、パリで西欧駐在のアメリカ大使とダレス長官の会議が開かれた。ここでゲイツケル・プランのような兵力引き離し案の危険と核兵器保有を望む国が増える恐れ（いわゆる「第4の国」問題）が指摘され、アメリカ側からの対策が必要であるという訴えが行われた。⁵⁷これを受けてアメリカのNATO ミッションは、アメリカがNATO 諸国に核兵器

⁵⁵ 57年3月にはアデナウアーは英の兵力削減を心配して、ダレス国務長官に書簡を送っている。*FRUS 1955-1957*, Vol. IV, Doc. 55, Message From the Secretary of State to Chancellor Adenauer, Washington, March 17, 1957. その後5月のボンで行われたNATO 外相会議では、ダレスとアデナウアーがこのことを話し合っている。*Ibid.*, doc. 56, Editorial Note.

⁵⁶ アメリカのICBM と IRBM 開発は1956年に入り、拍車がかかっていた。しかし、56年2月段階で、トワイニング米空軍参謀総長は、どちらかといえば、ICBMの方が“top priority”であると、述べている。*DNSA*, NH00552, Priority of ICBM and IRBM Programs (includes cover memorandum from Donald Quarles to Secretary of Defense), USAF, Chief of Staff Twining February 4 1956; Jacob Neufeld, *The Development of Ballistic Missiles in the United States Air Force, 1945-1960*, (Washington, D.C.: Office of Air Force History, 1990) Chapters V and VI, <http://www.afhso.af.mil/shared/media/document/AFD-100924-024.pdf> (2016年8月18日アクセス) 参照。同年中には射程距離の問題から英国配備が望ましいという話しまで行っていた。NH0056; NH01050; NH01052. 57年1月のサンディーズ英国防大臣訪米の折には、米国のICBMをイギリスに配備することについて話し合われた。NH01054; NP00288; NP00289. 3月21日には、この件に関してAECが英国配備のIRBMに対して非常時に弾頭を供給することを認める議決を行った、NP00293. 1958年中の配備を目指していたが、この年後半になるとこの目標をあきらめ、59年中の配備に変わった。NH01060. イタリアとの協議はNH01070 (1957.12.26)

⁵⁷ 大使会議の記録は、*FRUS 1955-1957*, Vol. IV, Doc. 249.

の備蓄を持ち、必要が生ずれば、即座に同盟国軍に提供されるような取り決めでできるだけ早く作るべきであり、特にドイツとの協議は急ぐ必要がある、と訴えている。同盟国は弾頭の管理を NATO が行うことを望むだろうが、これは問題が多いので、弾頭はアメリカの管理下に留まるべきである、と提言している。⁵⁸この時期からアメリカ政権内で核備蓄計画設置に向けた原案作りが、急速に加速した。スプートニク・ショックは 10 月であるが、核備蓄計画づくりも英国への IRBM 配備もそれ以前にすでにスタートしていた。⁵⁹

アデナウアーは、自らの西側統合政策の成果を訴えて 9 月の選挙で未曾有の大勝利をおさめた。その直後、ソビエトが人類初の人工衛星スプートニクを軌道にのせ、西側に大きな衝撃を与えた。これは NATO にとっても重大事であった。ソ連がミサイル技術で先を行っているという印象が生まれ、同盟国を安心させるために、政治的配慮が必要となった。⁵⁷年 12 月の北大西洋条約理事会は、初めて首脳レベルで開催され、核備蓄制度の発足と、IRBM の欧州配備を決めた歴史的な会談となった。これに従い、西ドイツ連邦軍にも米軍の核兵器を戦時に搭載するための準備が進められた。翌 1958 年 3 月 25 日には、連邦軍の核搭載可能兵器の装備が、激しい論戦の末に与党の多数を持って連邦議会で議決された。この年のうちに、バイエルン州の空軍基地に最初のマタドール・ミサイルが到着した。これはごく初期の、地対地巡航ミサイルであった。⁶⁰

⁵⁸ DNSA, NH01056, Threat of National Nuclear Weapon Production Programs in Europe, Office of the Mission to the North Atlantic Treaty Organization and European Regional Organizations. Top Secret, Cable. May 21, 1957: 4 pp.

⁵⁹ 新垣拓「NATO の集団的・戦略核戦力案の起源—各共有の在り方を巡るアイゼンハワー政権内の政策論議—」GRIPS Discussion Paper, pp.2-5 参照。 国務省内の史料から、核備蓄の制度は、1956 年 10 月ごろから正式に議論が始まったことがわかる。DNSA, NH01053, Program to Increase NATO Nuclear Capability and Secure Certain Base Rights, US Department of State, Deputy Assistant Secretary for European Affairs, Charles Burke Elbrick, November 7, 1956. この中には、ダレス長官宛ての 56 年 10 月 16 日付の覚書が資料として含まれており、これを読むと、56 年 12 月の NATO 理事会に向けて、同盟国に非常時に核を提供するための訓練を平時から施すことを検討していたことが明記されている。結局この検討作業は 56 年中には終わらず、1957 年を通じて、核備蓄体制の検討が続けられ、57 年 12 月の理事会で宣言されることになった。DNSA, NH01057; NH01059; NH01061 ; NH01062; NH01064; BC00044.

⁶⁰ George Mindling, Robert Bolton, *U.S. Air Force Tactical Missiles 1949-1969: the Pioneers*, (North Carolina: Lulu. Com Publishing, 2011)pp. 198-200. 弾頭の方は米軍管理下にあり、まず在独英軍に戦時に供給される取り決めがなされ、ドイツの方も交渉が順次始められるという 58 年末の記録があるので、59 年以降にそのような取り決めがなされたと思われる。DNSA, NH01086, NATO Atomic Stockpile in Germany (includes draft cable), Department of State, Acting Secretary Robert D. Murphy, top secret, Memorandum, December 24, 1958; BC00553, Bruce Is Ready to Proceed with Discussions with Adenauer on Atomic Weapons Stockpile as Soon as Instructions Are Given, US Embassy Germany (Federal Republic). Top Secret, Cable. December 23, 1958.

なお、この核備蓄制度との関連で、「二重鍵システム」という言葉が多用されており、混乱を招いている。本来の「二重鍵」は、イギリスの中距離ミサイルソーが導入された際

次第に種類も量も増大していった核備蓄制度と異なり、IRBM 配備の方は、始まったと同時に終わりかけていた。アメリカの中距離ミサイル配備候補地としては、イギリス、イタリア、トルコと並んで、西ドイツも検討された。しかし、西ドイツ配備にはソ連が強い懸念を示しており、他の西欧諸国も不安を感じる恐れがあった。さらに、西ドイツ国内も割れていることをアメリカは懸念していた。⁶¹最終的に 59 年の年頭には、西ドイツには配備せず、中距離核自体の生産を徐々に収束させていくことが決まった。⁶²コスト問題から今後は ICBM に精力を注ぎ、IRBM は特段の必要のない限りこれ以上は増産しないことが決められた。もちろん、アメリカの目から見れば、自国領内に置ける ICBMの方がはるかに使いやすいのであったが、同盟国は戦場で使える戦術核しか持たせないことになり、その政治・外交的影響が心配された。アメリカは、西ドイツ、特にアデナウアーに対する影響を懸念していた。⁶³NATO の中距離核という、MLF (多角的核戦力) の案はこのあたりから浮上してくると思われる。⁶⁴しかし、イギリスに与えられたものがドイツに与えられないのを目の当たりにしたアデナウアーは、そこにある種の陰謀の存在を信じるようになった。次第に彼の心の中で、「ヨーロッパ・オプション」が大きく育ちつつあった。⁶⁵

5. 西ドイツにとっての「ヨーロッパ・オプション」

1956-7 年は、ラドフォード危機、スエズ危機、ハンガリー動乱、スプートニク・ショ

に、英米双方が一つずつ鍵を持った、事実上の「二つの鍵」(double-key)であった。これに対し、西ドイツに導入された兵器は、運搬手段を西ドイツ、弾頭を米という分担になっていて「共有」の一形態であったが、「二つの鍵」が実際にあったわけではなかった。しかし、不正確ながらも「二重鍵」という形容詞がこの形態にも用いられ、今日なお使われることがある。

⁶¹ DNSA, SE00213, “Probable Sino-Soviet Reactions to U.S. Deployment of IRBMs; on the Soviet Bloc Periphery,” Director of Central Intelligence. Special National Intelligence Estimate, April 15, 1958.

⁶² FRUS 1958-1960, Vol. III, doc. 41. Memorandum of Discussion at the 389th Meeting of the National Security Council, Washington, December 6, 1958. この場でアイゼンハワーが翌年以降の MRBM, ICBM, SLBM(ポラリス)の調達計画を承認した。

⁶³ DNSA, NP00503 国務省欧州局(Bureau of European Affairs)内のこの文書は、12月6日の NSC 会合通り、アイゼンハワー大統領が IRBM 調達を制限することに同意したこと、これが1月の北大西洋理事会(NAC)で表明される予定であること。ドイツへの伝達は、NACの会合以前に行われるほうが望ましいことを表明している。NO00511では、欧州最高司令官(SACEUR)のノースタッドが、IRBM 調達終焉の発表のタイミングとやり方を心配しており、ブルース駐独大使がアデナウアーにまず情報を告げるまでは公にすべきでないと考えていると伝えている。西ドイツが中距離ミサイル配備を受けないことに失望するという大前提がある。Schwartz, *Adenauer: der Staatsman*, pp.388-389 も参照。

⁶⁴ NH01113, “A Reappraisal of NATO MRBM Deployment,” includes cover memorandum from Foy Kohler, Department of State, Office of European Regional Affairs, Memorandum, c. June 18, 1960.

⁶⁵ Ronald J. Granieri, *the Ambivalent Alliance: Konrad Adenauer, the CDU/CSU, and the West, 1949-1966*, (New York: Berghahn Books, 2003) p.100-101.

ックと、創設間もない NATO の政治的基盤を揺るがすような事件が相次いだ。この危機の中から、英米の核の「特別な関係」が形作られていったのであったが、アデナウアーの中では急速に対（英）米不信が膨らんでいった。アメリカが信用できなければ、頼る相手は欧州諸国、その中でもフランスに収斂していった。もちろん、西ドイツ一国で独自核を持てればそれに越したことはないだが、それは政治・外交的に最後の手段であり、よほどのことがない限り切れないカードであることは、アデナウアーも理解していた。したがって、まずは欧州での核が検討されるべきであった。56年の秋には EURATOM（欧州原子力共同体）の設立条約交渉に際してアデナウアーは、「EURATOM を通じて、自ら核兵器を製造する可能性を可能な限り早急に得たいと思っている」と閣議で述べていた。⁶⁶

仏第4共和政の最晩年に当たるこの時期西ドイツは、フランス、イタリアとひそかに「核エネルギーの軍事利用」に関する共同開発の話し合いを進めていた（3か国の頭文字をとって FIG と呼ばれる）。そもそも独仏間で、ウラン濃縮工場の共同建設に関する話し合いに始まったものが、最終的にはイタリアも含めた、より広範な軍事協力を視野に入れた枠組みにたどり着いた。57年12月の北大西洋理事会前に、アメリカはこの三国間の軍事技術協力についてフランスから知らされており、これも NATO 核備蓄案が出された伏線の一つであった。しかし、3国ともアメリカが核弾頭を握ったままの核備蓄案では不満であった。⁶⁷

年明けから話し合いは継続され、58年4月8日、ローマの国防省で仏独伊の国防大臣が集まり、共同技術協力に関する取り決めに締結した。その際、仏国防相は、ドイツは自国領内での核生産を放棄していても、仏領内で行われるものに参加できると明言した。もっともこの場で決められたのは、仏南部ピエールラットにおける、ガス拡散法によるウラン濃縮工場の建設のみであった。これにより少なくとも、アメリカに依存しない濃縮ウランの入手ルートが確保されることが期待された。開発費用は、仏独伊が 45:45:10 の割合で分担する予定であった。⁶⁸この合意に関しても、西ドイツ国内ではアメリカを怒らせる危険がある、ガス拡散法よりも遠心分離法の方が経済的である、等の反対意見が出た。しかし、フランスがどのみち核開発に突き進むことを予期していた西ドイツ政府は、さらに先に進もうとした。シュトラウスの回顧録によれば、ローマではさらに核爆弾の開発に関する話し合いが行われたが、最終的な合意文書では西ドイツの核開発への参加を隠すために、「核エネルギーの軍事目的利用のための共同研究」という表現に変えられたとされている。しかし、

⁶⁶ *Die Kabinettsprotokolle online*, 155. Kabinettsitzung am 5. Oktober 1956, TOP 1. Gemeinsamer Markt und Euratom. フランスはフランスで、この頃からすでに核兵器の「欧州オプション」を考えており、EURATOM をその前段階の調査研究に使えると踏んでいた。Ralph Dietl, “Une Déception Amoureuse? Great Britain, the Continent and European Nuclear Cooperation, 1953-57,” *Cold War History*, Vol. 3, No. 1 (October 2002) pp.29-66.

⁶⁷ Michael Knoll, *Atomare Optionen*, pp.265-268.

⁶⁸ Schwarz, *Adenauer: der Staatsmann*, pp. 396-401 ; 川嶋周一「ユーラトムの成立とヨーロッパ核秩序 1955-1958-統合・自立・拡散」*GRIPS Discussion Paper* 16-17(October 2016),pp.14-17; Knoll, *op.cit.*,pp.269-271.

一週間後に仏第 4 共和政が崩壊し、ドゴールが第 5 共和制を発足させると、合意は白紙に戻された。⁶⁹

この 58 年 4 月合意が、西ドイツが「ヨーロッパ・オプション」を通じて核開発に最も近づいた瞬間であった。この後、アデナウアーが引退する 1963 年までの間、アデナウアー自身は「ヨーロッパ・オプション」への望みを失わなかった。そして、彼が 1963 年エリゼー条約に米仏関係の悪化を知りつつ突き進んだ時、「ヨーロッパ・オプション」の可能性は当然念頭にあった。ドゴールは一度も具体的な約束はしなかったが、同時に常に可能性をオープンにして、アデナウアーに期待を抱かせるしぐさをするをやめようとしなかった。また、アデナウアー後の時代に入り、MLF や NPT（核不拡散条約）の交渉が行われる中でも、「ヨーロッパ・オプション」は完全に消え去ることはなかった。西ドイツにとっては、唯一これが、アメリカが万が一ヨーロッパから撤退してしまった場合に抑止力を確保し続ける道であったからだ。それはおそらく、現在に至るまで変わっていない。「ヨーロッパ・オプション」は常に地平線の向こうに見える曇り程度のものでしかないのだが、ドイツにとってはその可能性が閉ざされないことが重要であった。

1958 年にドゴールがカムバックしてから 63 年にアデナウアーが引退するまでの独仏関係は、それまでもその後とも全く違う、特殊な時期となった。この間に、ベルリン危機・キューバ危機という東西冷戦を象徴する危機が起こった。58 年 11 月に始まる第二次ベルリン危機を通じて、マクミラン英首相とアイゼンハワー大統領は、ソ連に対する何らかの妥協を模索し続け、アデナウアーの不安を煽った。この危機で、譲歩を拒否して西ドイツの立場を支持し続けたのは、ドゴールだけであった。⁷⁰ドゴールは独自核開発の道を進み、次第に NATO から距離を置くようになった。ヨーロッパとフランスの栄光と偉大さを背負ったドゴールの政策と性格は、アデナウアーに大きな影響を与えた。もし、ドイツがナチズムの

⁶⁹ Franz Josef Strauss, *Erinnerungen*, pp.313-318.

⁷⁰ 岩間陽子「ベルリン危機とアイゼンハワー外交—『大量報復戦略』の限界」(一)・

(二)『法學論叢』141(1), 72-89 ; 142(3), 86-107 (1997)。ベルリン危機については、Honoré M. Catudal, *Kennedy and the Berlin Wall Crisis: A Case Study in U.S. Decision Making*, (Berlin: Berlin Verlag, 1980); Lawrence Freedman, *Kennedy's Wars: Berlin, Cuba, Laos, and Vietnam*(Oxford: Oxford University Press, 2000); フレデリック・ケンプ『ベルリン 1961 : ケネディとフルシチョフの冷戦』(上)・(下) 宮下嶺夫訳 (白水社、2014 年) ; Gerhard Wettig, *Khrushchev's Berlin Krise 1958 bis 1963: Drohpolitik und Mauerbau*(München: Oldenbourg, 2006); Hope M. Harrison, *Driving the Soviets up the Wall: Soviet-East German Relations, 1953-1961*(Princeton: Princeton University Press, 2005)など多数。Matthias Uhl, *Krieg um Berlin? Die sowjetische Militär- und Sicherheitspolitik in der zweiten Berlin-Krise 1958 bis 1962* (München: Oldenbourg, 2008) はソ連側の観点から危機を分析している。Francis J. Gavin, *Nuclear Statecraft: History and Strategy in America's Atomic Age* (Ithaca and London: Cornell University Press, 2012) chapter 2, "Nuclear Weapons, Statecraft, and the Berlin Crisis, 1958-1962" も示唆深い。

過去に括り付けられ、東西に分割された敗戦国でなければ、アデナウアーはドゴールのように国を率いたかっただろう。

ドゴールとアデナウアーのパートナーシップは、欧州統合、独仏枢軸の原点として、意図的に神話化されてきた。しかし、実態はかなりアデナウアーがドゴールに引きずられた面があり、その根底には対米不信があった。米ソが核で相互抑止の状況になったとき、アメリカは、あえて西ドイツのために核を使い、自国を核攻撃の危険に晒すだろうか。アデナウアーにはそうは思えなかった。しかし、もしソ連軍が西ドイツ国境を越えて攻めてくる日が来れば、そこからフランスに到達するまでは、それほど長くかからない。仏独の安全保障は、ある意味一心同体と言ってもよかった。フランスの核ならば、ドイツが望む時に使用される可能性ははるかに高かった。西ドイツとフランスの戦略的利益は、単純な地政学的観点からほぼ一致していた。これがアデナウアーが欧州の核を求めた第一の理由であると思われる。

ドゴールは再三、ドイツがいずれ核を持つのは自然なことであると言及していたことが知られている。そのため、西ドイツ側も、フランスを通じて将来的に核兵器に至る希望を持ってはいた。しかし、ドゴール期のフランスが、西ドイツに対して何か確実な提案をしたという事実は今のところ判明していない。⁷¹ただ、アメリカが頑として核弾頭を渡そうとはしない実態を体験していたアデナウアーは、むしろフランスの方が将来的な可能性があると考えたとしても不思議はない。いずれにせよ、当面は二兎を追いつけることが、国益に適っていた。核の問題は、この時期の独仏関係の上空をふわふわと漂い続ける薄雲のような存在であった。

1960年5月、ベルリン問題を話し合うために開催されるはずであったのパリ・サミットがU-2撃墜事件で流産した。この直後、7月下旬にランブイエでの独仏首脳会談がセットされた。⁷²1960年7月29・30日、パリ南西、ランブイエの古城で開かれた会談は、63年まで続く奇妙な二人芝居の幕開けであった。互いに相手に期待を持たせつつ、なんとか自陣に引き入れようとする駆け引きがつづいた。

ドゴールは、ドイツのような国が永久に核兵器を持たずにいるということは信じられない、と言った。アデナウアーは、ドゴールの「祖国からなるヨーロッパ」の考え方に強い賛意を表明した。NATOは必要であるが、現在のようなアメリカが飛びぬけた覇権的存在で

⁷¹ トラクテンバーグは、1960～1964年の間ドゴールは、核保有国としての独仏が、独立欧州の防衛の柱となることを認めようとしていた、と主張し論争を起こしている。Marc Trachtenberg, “The de Gaulle Problem,” *Journal of Cold War Studies*, Vol. 14, No. 1, Winter 2012, pp.1-92. これへの批判としては、例えば Mark Sheetz の H-Diplo Article Reviews, No. 3665, 12 September 2012, <http://h-diplo.org/reviews/PDF/AR366.pdf> の批評を参照。

⁷² Granieri, *The Ambivalent Alliance*, pp.124; Adenauer, *Erinnerungen 1959-1963*, pp.48-51; Ulrich Lappenküper, *Die deutsch-französischen Beziehungen 1949-1963: Von der „Erbfeindschaft“ zur „Entente élémentaire“*, II: 0958-1963, V3; V4..

あることは良くない。独仏が協力して、もっとバランスのとれた組織にする必要がある。これにはアデナウアーは、完全に賛成であった。さらにドゴールは、西側同盟は必要だが、軍事統合は不要であるとの確信を表明した。NATOについては、英米仏独という4大国が、4本の支柱となるが、あくまで欧州防衛は欧州が中心となるべきで、事実上アメリカの司令的地位を意味する軍事統合は断じて廃止しなければならない。改革は、アメリカの大統領選の直後には始められるべきで、フランスはもうこれ以上、現状のNATOに留まり続けることはできない、とドゴールは断言した。これらの主張に対し、アデナウアーは共感すべき点もあったものの、アメリカの孤立主義を強めるようなことをすることは、好ましく思わなかった。⁷³

1961年1月、43歳という若さでジョン・F・ケネディがアメリカ大統領に就任した。この孫のような年齢の大統領に対して、既に85歳のアデナウアーは不安を隠さなかった。そして、この年の夏から東西関係は、一つの危機から別の危機へと綱渡りをする緊張の時期に入った。1961年8月、ベルリンで東ドイツにより「壁」の建設が始まった。ここからキューバ危機が収束する1962年末までは、冷戦の最も「冷たい」時期であった。

ベルリンの壁建設は、西ドイツ国内政治でも潮の変わり目をもたらした。57年選挙の惨敗以降、社民党は中道寄りに路線変更してきていたが、ベルリン危機は、外交・安全保障政策面での転換をさらに加速させた。従来から安保の専門家として評判であったヘルムート・シュミットらに加えて、西ベルリン市長のウィリー・ブラントが人気を上げてきていた。ブラントはやがて、腹心エゴン・バールと共に、新東方政策を展開するのであったが、その原点は、ベルリンの壁建設に際して、核時代における米ソ関係の現実に突き当たったことであった。ブラントは壁の建設に関して、ケネディ大統領に猛烈に抗議したのであったが、アメリカはこの小さな街のために、核戦争の危険を冒す気はなかった。西ベルリンに対する心地の良い言葉は繰り返されたが、壁というグロテスクなコンクリートの現実によって切り裂かれたベルリンという街は、もはやもとには戻しようがなかった。

ベルリン・キューバという二つの危機を経て、すでに当初から大量報復戦略に批判的であったケネディ政権は、はっきりとソ連との緊張緩和政策の方向へ舵を切り始めた。すでに61年12月のNATO理事会で、マクナマラ国防長官が米の戦略転換を説明していたが、ヨーロッパ側は激しく反発していた。⁷⁴1962年に入りマクナマラは、大量報復戦略から柔軟反応戦略への転換について、何度か重要な演説を行った。5月5日のアテネ演説では、従来よりも核兵器依存を減らし、通常兵力による対応力を上げていくつもりであることが明確に

⁷³ Adenauer, *Erinnerungen 1959-1963*, pp. 55-67; Hans-Peter Schwarz, *Adenauer: der Staatsman*, pp.566-573.

⁷⁴ *FRUS 1961-1963*, Vol.VIII, doc. 118, Telegram From the Mission to the North Atlantic Treaty Organization and European Regional Organizations to the Department of State, Paris, December 18, 1961. この中でスティーカーNATO事務総長がNATOのまとまりを維持することに関して深刻な懸念をアメリカに対して表明していることが伝えられている。

された。⁷⁵キューバ危機が収束しつつあったこの年の末、12月14日、マクナマラは重ねて同趣旨の演説を北大西洋理事会で行った。⁷⁶このネディ政権の政策変化は、ますますアデナウアーの中の、アメリカに依存せず使える核兵器への願いを強めた。

世界がキューバ危機で息をのんでいた1962年秋から冬にかけて、いくつもの問題が波のように重なって押し寄せた。⁷⁷欧州統合の将来像と、イギリスのEEC加盟問題、核兵器の問題、NATO内のリーダーシップの問題、在欧米軍の問題などが、複雑に絡まりあっていた。アメリカは、前政権で出されていたNATOの中距離核の提案を改めて、MLF(多角的核戦力)として提案していた。⁷⁸どのような統合欧州が作られ、そこにどうイギリスが関わるかと、欧州の中距離核提案がうまくいくかは、相互に関連する問題として、米欧間で交渉されていた。アデナウアーは6月の訪米時に、1954年にABC兵器の製造を放棄したとき、ダレス長官は自分に対して、情勢が変われば当然、「事情変更の原則(rebus sic stantibus)」が適用されると保障した、と述べ、暗にMLFがうまく行かなければ、西ドイツは独自核開発もありうる、と考えていることを示唆して、アメリカに圧力をかけた。⁷⁹

アメリカが62年12月にナッソー合意で、イギリスにだけポラリス・ミサイル供与という特権的立場を与えたことは、ドゴールと共に、アデナウアーにも衝撃を与えた。これでイギリスは、アメリカの助けで建造する原子力潜水艦にポラリス・ミサイルを搭載し、自ら開発した核弾頭を載せて、独立した戦略抑止力を手に入れるのだった。西ドイツに対しては、IRBMの供与すら拒絶したアメリカが、イギリスには独立戦略核を認めたのだった。そうや

⁷⁵ *FRUS 1961-1963*, Vol. VIII, doc.82, Address by Secretary of Defense McNamara at the Ministerial Meeting of the North Atlantic Council, Athens May 5, 1962. この演説の影響については、Jane E. Stromseth, *The Origins of Flexible Response: NATO's Debate over Strategy in the 1960s* (London: Macmillan, 1988); Charles H. Fairbanks, Jr., "Mad and U.S. Strategy," in Hendy D. Sokolski (ed.), *Getting MAD: Nuclear Mutual Assured Destruction, its Origins and Practice*, (Strategic Studies Institute: November 2004) <http://www.strategicstudiesinstitute.army.mil/pdffiles/pub585.pdf> (2016年8月22日アクセス)などを参照。6月のシュトラウス西ドイツ国防相の訪米時の議論に関しては、*FRUS 1961-1963*, Vol.VIII, doc. 140,Memorandum of Conversation, Washington June 9, 1962.

⁷⁶ *FRUS 1961-1963*, Vol. VIII, doc.120, Address by Secretary of Defense McNamara at the Ministerial Meeting of the North Atlantic Council, Paris December 14, 1962.柔軟反応戦略全般を「神話」だとするがギャヴィンの議論については、Gavin, *op.cit.*, Chapter 2 "The Myth of Flexible Response: American Strategy in Europe during the 1960s"を参照。

⁷⁷ 危機の重なり具合については、Oliver Bange, *The ECC Crisis of 1963: Kennedy, Macmillan, de Gaulle and Adenauer in Conflict* (London: Macmillan, 2000); Gustav Schmidt (Hg.) *Zwischen Bündnissicherung und privilegierter Partnerschaft: Die deutsch-britischen Beziehungen und die Vereinigten Staaten von Amerika 1955-1963*, (Bochum: Universitätsverlag Dr.N. Brockmeyer, 1995) など)参照。

⁷⁸ *FRUS 1961-1963*, Vol.VIII, doc. 135, National Security Action Memorandum No. 147, April 18, 1962 で基本方針が了承された。

⁷⁹ *Ibid.*, doc. 145, 147, 148, 141,142 など。

って核に守られて、海を隔てた英米はソ連と取引をし、大陸ヨーロッパを売り渡すやも知れなかった。

1963年1月14日の有名な記者会見で、ドゴールはイギリスのEEC加盟と、フランスのMLF参加の双方を拒絶した。この時すでに、アデナウアーは独仏エリゼー条約の最後の交渉に向けて、パリへ出発する準備をしていた。西ドイツは、イギリスのEEC加盟を歓迎しており、MLF交渉にも参加する意図を表明していた。実際、西ドイツ政権内の主流派は、ドゴールのやり方に強い危惧を示し、何とかイギリスのEEC加盟を受け入れるよう説得することが西ドイツの役目であるとアデナウアーに強く進言していた。しかし、アデナウアーの心は、ドゴールと共に描く独仏のヨーロッパにあった。1月22日、仏独の両巨頭が互いに抱擁し合う感動的な式典で、エリゼー条約は調印された。⁸⁰

アメリカがこの合意に対して示した怒りは、あとから振り返れば、いささか度を逸していた。しかし、ドゴールに対して積もり積もった不信感、重ねてきたイギリスのEEC加盟準備をひっくり返された怒りなどに、アデナウアーに「裏切られた」という思いが掛け合わさり、エリゼー条約は後からは喜劇としか思えない度合で米独間の外交問題化した。⁸¹ここに至るまでに、アデナウアーは国内でも次第に孤立していた。経済的にも、政治的にも、安全保障上も、西ドイツはアメリカから離れて生きていけるはずがなかった。彼らは、イギリスをEECに受け入れ、MLF提案を受け入れて、NATOの枠内で許される限りにおいて、戦略核に関わることが、唯一ドイツに与えられた現実的な可能性であると感じていた。確かにアメリカはイギリスにポラリス・ミサイルを供与した。しかし、これはNATOのMLFの枠内で活用されると英米は言っている。西ドイツはこの方向で、建設的に交渉に参加するしかない。ドゴールの裏切りに疑心暗鬼になっているケネディ政権を怒らせては、西ドイツの国益に根本から反する。彼らはそう考えた。エリゼー条約署名直後から、親米派の反撃は始まり、結局この年10月、アデナウアーは後進エアハルトに首相の座を明け渡した。

6. むすび

アデナウアーは核武装論者であったと一般に思われている。確かに、NATO加盟から1963年に引退するまで、アデナウアーは西ドイツに核兵器が必要である、ということを経度も言っている。しかし、その具体化ということを見ていくと、1958年4月のウラン濃縮に関する仏独伊合意が最も具体的なものであり、その他は政治的な信念の表明に過ぎなかった。

アデナウアーがくり返し、核兵器の必要性に言及した理由は、彼の中で晩年次第に大きくなっていったアメリカのコミットメントに対する不信感であった。米ソの核戦力が大きくな

⁸⁰ Schwarz, *op.cit.*, pp. 810-826; Lappenküper, *op.cit.*, pp.1749-1822..

⁸¹ ケネディ自身、何が原因であんなにこじれたのかに関する報告書を政権内で求めている。Richard E. Neustadt, *Report to JFK: the Skybolt Crisis in Perspective* (Ithaca: Cornell University Press, 1999). その他、Donette Murray, *Kennedy, Macmillan and Nuclear Weapons* (London: Macmillan, 2000)も参照。

り、相互に抑止状態になるほどに、アメリカが核の盾の後ろに隠れて、ドイツを東側に売り渡してしまうのではないか、核戦争の危険を冒してまで、西ドイツを守ろうとしないのではないか、米ソが核を持つ国として手を握ってしまえば、ヨーロッパの政治的発言力は地に落ちてしまう、というような心配が、彼の心の中で幾重にもとぐろを巻いており、死の直前まで彼はその懸念を機会あるごとに口に続けた。

アデナウアーのキャリアの終わりは、対米関係を優先させる道を西ドイツの指導層が選んだことの反映であり、その後も独自核、もしくは欧州核のオプションの可能性は残っていたものの、そのことで対米関係を危険に晒すというところまでは行かなかった。フランスとの協力による西ドイツ独自核保有というオプションは、緊密な独仏関係の向こうにちらちらと見えていた蜃気楼のようなものでしかなかった。それが具体的な計画まで至る可能性は、63年に消えたと言っていい。シュトラウスとその周辺のCDU右派勢力は70年代まで一定の勢力を保ち、NPT締結にも抵抗したが、彼らが多数派になる可能性は、時を迫うほどに小さくなっていった。NPT締結の際、「ヨーロッパ・オプション」が問題になったのが、ドイツが仮定的な核保有を念頭に取った最後の行動といえるかもしれない。

アデナウアーが呈した拡大抑止の信頼性に対する不安という問題は、今日なお潜在的に非核保有国が抱え続けている問題である。しかし、ドゴールとアデナウアーがアメリカからある程度の独立性を保ちつつ、核オプションを持ち続けるために払ったコストを眺めると、核時代における国家主権というものが、19世紀的国家主権とはかなり違うものになりつつあり、そのビジョンを維持することには並々ならぬコストがかかることを示唆しているのではないだろうか。